

時間外保育（延長保育）

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課



時間外保育 (延長保育)

- ✓ 保育認定時間を超えて保育が必要となった児童（※）に対して実施

一般的な例

短時間	7:00~8:00	8:00~16:00	16:00~18:00	18:00~19:00
標準時間	7:00	~	18:00	

※対象児童：園に在籍している2号・3号児童

- ✓ 利用の受付・利用料の徴収は施設が窓口となり実施（詳細は別添資料を参照）



時間外保育 (延長保育)

- ✓ 利用料の徴収方法は問わないが、利用料を保護者から受領した場合は、領収書の控え等を必ず保管



- ✓ 市から毎月郵送する「時間外保育料減額対象者一覧」により減額対象者を確認



【制限してはならないもの】

- ・利用人数
- ・利用する理由
- ・利用児童の年齢
- ・利用時間

急な利用申込があった場合も提供すること

時間外保育 (延長保育)

✓ 時間外保育に係る補助金手続きを実施

事業開始

2～3月頃、翌年度の実施協議書を提出し、時間や料金の設定について市の承認を受ける。

概算申請

6月末までに概算交付申請書を市に提出し、決定を受け、秋頃に概算額の交付を受ける。

実績報告

年度末までの利用実績を市に報告し、当該年度の補助額を確定（精算）

利用状況 報告

【毎月】翌月10日までに利用児童数や利用料金をまとめ、市に提出。